

公益財団法人岡山県スポーツ協会移動スポーツ相談室実施要項

1 趣旨

スポーツによる怪我や障害、トレーニング処方・健康づくりのための運動処方等、スポーツに関する様々な相談に応じるために、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（以下、「JSP0-AT」という。）等を相談員として派遣し、スポーツを愛好する県民をスポーツ医・科学的側面から支援する。

2 事業内容

- (1) スポーツによる怪我や障害について個別に助言を行う。
- (2) トレーニング処方・運動処方などについて個別に助言を行う。
- (3) スポーツに関する悩みや相談について個別に助言を行う。

※ただし、講演会や研修会等での集団指導は対象外とする。

3 申請対象団体

市町村・市町村体育協会・市町村教育委員会・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校・企業等とする。ただし、営利を目的としない事業とすること。

4 派遣相談員

- (1) JSP0-AT 岡山県協議会の正会員
- (2) 特に派遣が必要と認められる者

5 実施方法

本事業に関する事務の取扱は、岡山県スポーツ指導者協議会（以下、「本会」とする。）とし、派遣に関する申込みは次のとおりとする。

- (1) 派遣を申請する団体は、相談室開設希望日の2ヶ月前までに、申請書（様式1）に必要事項を記入し、本会事務局に郵送で申込む。
- (2) 本会は、申請書（様式1）に基づき、相談員の派遣調整を行い、実施の可否を開設希望日の1ヶ月前までに申請団体へ通知する。
- (3) 派遣する相談員は、参加者予定数に応じて1回あたり1名以上3名以下を原則とする。
- (4) 相談員の派遣時間は、1回あたり2時間程度とする。
- (5) 事業内容の詳細については、申請団体と相談員が直接連絡を取り合い決定する。
- (6) 申請団体は事業終了後2週間以内に実施報告書（様式2）を本会事務局へ提出する。

6 実施期間

毎年度4月1日から3月10日までとする。

7 経費

相談員の謝金・旅費については、本会が負担する。ただし、移動相談室開設における、会場費・テーピング代等の経費については、申請団体の負担とする。

8 その他

- (1) 天候不良等の場合、事業の中止を依頼する場合があります。
- (2) 報告書提出時に、事業の実施状況がわかる写真を2枚以上提出すること。
- (3) 同一申請団体からの派遣回数は2回を上限とする。

※ただし、2回目の派遣については、未実施団体との申請状況を調整の上、派遣を決定する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この要項は、平成28年3月16日から改正施行する。
- 4 この要項は、平成31年4月1日から改正施行する。